特定非営利活動法人 住んでみたい北海道推進会議 定款 /

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 住んでみたい北海道推進会議という。 ✓

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域への移住・交流者の受入体制を構築し、多様な移住・交流サービスを提供することによって、首都圏等から北海道への移住・交流を促進し、もって、地域経済・社会の活性化を図るとともに、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行 う。
 - (1) 移住・交流の促進に係る情報発信・プロモーション活動
 - (2) 地域における移住・交流受入体制づくりの活動
 - (3) 移住・交流ビジネスの創出及び活性化に向けた活動
 - (4) その他地域のまちづくりの推進や経済の活性化を図るための活動

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 上の社員とする。
 - (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその 旨を通知しなければならない。

1

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名の副理事長を置くことができる。
- 3 理事のうち、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて 含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含ま れることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務及び権限)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 この法人の代表権は、理事長及び理事長が指名する副理事長が有する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長の指示を受けて、この法人の事務を掌る。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。

2

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の 招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結 するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充 しなければならない。

(解任及び辞任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項のほか、役員の一身上の都合により退任する旨の申し出があったときには、理事会の議決により、これを解任することができる。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、総括プロデューサー及び職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 理事長は、顧問及び総括プロデューサーを選任することができる。
- 3 顧問は、理事長に対し助言を行うなど、この法人を側面から支え、補佐する。
- 4 総括プロデューサーは、この法人が行う事業に対して助言するとともに、支援する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (3) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (4) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第4号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に 臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を もって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号及び第48条の適用については、 総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

4

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日 の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が務める。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を もって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

- 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事 会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更 正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人または公益社団法人・公益財団法人、国または地方公共団体に譲渡するものとする。その帰属先は総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板及びインターネットホームページに掲示して行う。

第10章 雜則

(組即)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 井上 久志 ,

副理事長 小池 明夫 🗸

常務理事 徳倉 . 學 v

理 事 町田 文夫 ٧

監 事 樋爪 昌之 ν

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、2011年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2010年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費 正会員:1日10万円

賛助会員:1日1万円

附則

1 この定款の一部改正は、平成 26 年 5 月 30 日から施行し、第 39 条、第 42 条、第 43 条及び第 45 条 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この定款の一部改正は、所轄庁による定款の変更の認証を受けた日から施行する。

NPO法人住んでみたい北海道推進会議 平成 28年度 通常総会 議案

日 時: 平成28年5月23日(月) 14:15~15:15

場 所: ホテル札幌ガーデンパレス 2F 孔雀

(札幌市中央区北1条西6丁目)

【第1号議案】平成27年度 事業・活動報告

事業報告

(平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)

1.平成27年度の概況

平成27年度は、東京・大阪・名古屋で開催した「北海道暮らしフェア」を始め各種プロモーション活動を実施しました。「ちょっと暮らし」体験者の実績においては、上半期で2,090名(前年同期比110.9%)の方にご利用をいただくなど利用実績が拡大したほか、北海道などからの受託事業として、就業体験付きの移住体験モニター事業を実施し、移住の促進に寄与することができました。

また、関係機関・団体との協議の場において、継続的な運営に向けた財源の確保・事務局体制の充実、今後の移住・交流施策推進のための方針について協議を行ないました。

2 会員数

正会員 41企業・団体 賛助会員 174企業・団体 計 215企業・団体 (平成28年3月末現在)

平成27年度新規正会員入会企業(4社)

- 有限会社神内ファーム21
- 株式会社日本経済広告社 札幌支社
- 一般対団法人北海道ビルダーズ協会
- ・ 株式会社アーキビジョン21

3.運営推進活動

(1) 総会の開催

平成27年度通常総会 平成27年5月28日(木) ホテル札幌ガーデンパレス

(2) 理事会の開催

平成27年度第1回理事会 平成27年5月 8日(金) 北海道商工会連合会会議室 平成27年度第2回理事会 平成27年5月28日(木) ホテル札幌ガーデンパレス

(3) 「移住・交流施策を進めるための協議」の開催

NPO法人、北海道移住促進協議会、北海道及び北海道商工会連合会により、施策の 方向性や活動の進め方について協議した。

- 実施日 平成 27年 11月 20日(金)
- 場 所 北海道商工会連合会会議室

4.事業活動

- (1) 移住・交流の促進に係る情報発信・プロモーション活動
 - ① 「北海道暮らしフェア」の開催

平成27年度で10回目の開催となった「北海道暮らしフェア」については、北海道・北海道移住促進協議会ほか関係団体のご協力をいただき、東京・大阪・名古屋の3会場で開催した。

イベントとしての認知度の高まりや出展効果を実感いただいたことなどにより、来場者数、出展者数ともに過去最高となった。



【東京会場】

• 実施日 平成 27 年 11 月 7 日(土) 10:00~16:30

・場 所 東京都立産業貿易センター 台東館

(東京都台東区花川戸2丁目6-5)

・出展者 76 自治体・企業・団体

【大阪会場】

• 実施日 平成 27 年 10 月 11 日(日)

10:00~16:00

・場 所 京セラドーム大阪 スカイホール

(大阪市西区千代崎3丁目中2-1)

• 来場者 950 名

出展者 49 自治体・企業・団体

【名古屋会場】

・実施日 平成 27 年 10 月 12 日(月・祝)

10:00~16:00

・場 所 愛知県産業労働センター ウインクあいち

(名古屋市中村区名駅 4 丁目 3-8)

• 来場者 800名

• 出展者 31 自治体 • 企業 • 団体







- ② 「~北海道へ~本気の移住相談会 in 東京」の開催
 - 実施日 平成 27年5月16日(土)

10:30~16:00

・場 所 東京国際フォーラム ガラス棟会議室

(東京都千代田区丸の内3丁目5-1)

• 来場者 89組144名

• 出展者 14 自治体 • 企業



③ 各種イベントにおける「北海道移住・ちょっと暮らし」PR 本州在住者に対して、直接PRする場として、JOIN フェアを始め各種イベントに出

展し、「北海道への移住・ちょっと暮らし」に関する情報を発信した。

【百貨店でのPR活動】

〔東武百貨店池袋店 大北海道展〕

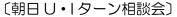
- 実施日 平成 27年5月8日(金) 9日(土)
- 来訪者 90 名(2 日間計)
- ・備 考 北海道総合政策部と合同で出展



【各種イベントでのPR活動】

〔ふるさと全国県人会まつり〕

- 実施日 平成 27 年 9 月 12 日(土)
- 場所 久屋大通公園 久屋広場 (名古屋市中区丸の内3丁目)
- 訪問者 200 組
- ・主 催 ふるさと全国県人会まつり実行委員会
- ・備 考 同イベントは、ミッドステイ倶楽部として出展



- 実施日 平成27年9月6日(日)
- ・場 所 ヒルトンプラザウエスト

オフィスタワー会議室

(大阪府大阪市北区梅田 2-2-2)

- 来訪者 12 組
- 主 催 朝日新聞大阪本社広告局



〔北海道 UI ターンフェア〕

- 実施日 平成 27 年 10 月 24 日(土)
- ・場 所 パレスサイドビル9F マイナビルーム

(東京都千代田区一ツ橋 1-1)

- 来訪者 13 組
- 主 催 北海道労働局、北海道



〔ロングステイフェア〕

- 実施日 平成 27 年 11 月 21 日(土)
- 場 所 東京ビッグサイト レセプションホール (東京都江東区有明 3-11-1)
- 来訪者 15 組
- 主催 (一社)ロングステイ財団
- 備 考 北海道観光振興機構と共に北海道での長期 滞在をPR。



〔JOIN移住・交流&地域おこしフェア〕

• 実施日 平成 28 年 1 月 17 日(日)

・場 所 東京ビッグサイト 西2ホール

(東京都江東区有明 3-11-1)

• 来訪者 20 組

• 主 催 移住 • 交流推進機構 (JOIN)、総務省

・備 考 セミナー「北海道で暮らそう」の実施



〔新・農業人フェア〕

• 実施日 平成 27年 6月 6日(土) < 大阪>

平成 27年 7月 11日(土) <東京> 平成 27年 10月 3日(土) <東京> 平成 27年 12月 12日(土) <東京> 平成 28年 1月 23日(土) <大阪> 平成 28年 1月 23日(土) < 大阪>

平成 28 年 2月13日(土) <東京>

訪問者 76組(6会場計)

主催 株式会社リクルートジョブズ

(協賛:全国農業会議所等)



④ 情報発信ツールの運営

「北海道移住促進協議会」との協働により、Webサイト「北海道で暮らそう!」を 運営し、北海道への移住に関する情報発信を行なった。

(アクセス数)(27.4.1~28.3.31) 160,146件(439件/日)

[ホームページの特徴]

- Facebook による移住者の紹介など最新情報の発信
- ・職の情報を発信
- ・住まい情報の発信

掲載項目を絞り、移住希望者にとって、目的に合わせた情報収集が可能なポータルサイトとした。

また、平成27年8月からスマートフォンでも見やすいサイトに仕様を変更した。





- (2) 地域における移住・交流受入体制づくりの活動
 - ① 「北海道移住体験モニター推進事業」の実施

北海道からの受託により、首都圏等に居住する現役世代の移住希望者を対象に、就業体験と体験移住を組み合わせた「移住体験モニター」を実施した。

【事業の概要】

募集対象者:首都圏等に居住する現役世代の移住希望者実施内容:就業体験をしながらの「ちょっと暮らし」

実 施 件 数 : 道内12市町で12組 実 施 期 間 : 1組当たり5日~7日間

就業体験分野:看護・介護・保育・観光・農林水産業など



等のの情報とは中学があるとうできません。 最新的には、日本のでは、「大型では、「大型のでは、「大型では、「では、「では、「では、「は、「では、「は、「ないは、「では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、「

② 「羅臼町介護福祉・医療専門職移住職場体験モニター事業」の実施 羅臼町からの受託により、地域福祉・地域医療に関心のある移住希望者を対象に、 就業体験と体験移住を組み合わせた「移住体験モニター」を実施した。

【事業の概要】

募集対象者:介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、看護師の資格を有する

移住希望者

実 施 内 容 :就業体験をしながらの「ちょっと暮らし」

実施件数:羅臼町にて3組

実施期間:1組当たり5日~7日間

就業体験分野:グループホーム・デイサービス等

③ 「総合案内窓口」を活用した相談・案内業務の実施

北海道の移住・交流人口の増加に寄与するため、「北海道への移住」や「ちょっと暮らし」に関する各種相談・案内業務を行った。

相談•資料請求件数:763件

- (3) 移住・交流ビジネスの創出及び活性化に向けた活動
 - ① NPO 法人会員間の交流の活発化

北海道移住促進協議会と連携し、会員間及び会員と市町村の協働の促進や先進事例を広めることを目的とした「勉強会」を実施した。

【第1回勉強会】

- 実施日 平成 27 年5月 28 日(木)
- 場 所 ホテル札幌ガーデンパレス
- 事例発表 1.「地方創生と移住交流について」

北海道総合政策部地域政策課

三上 章 様

2.「移住交流情報ガーデンを活用した移住相談会について」

厚真町まちづくり推進課

小山 敏史 様

3.「北海道暮らしフェア 2015」

株式会社コスモメディア

江里 陽介 様



- 4.「ちょっとスモールな暮らし体験館」 株式会社アーキビジョン21 丹野 正則 様
- 出席者 144 名

【第2回勉強会】

- 実施日 平成 27 年 11 月 27 日(金)
- 場所かでる2・7
- 事例発表 1.「北海道暮らしフェア 2015 の実施結果について」

株式会社えんれいしゃ

江里 陽介 様

2.「弟子屈町における移住・交流促進に係る取組について」

弟子屈町まちづくり政策課

鶴田 裕樹 様

3.「北海道の暮らしにふさわしい住まいづくり」

(一社)北海道ビルダーズ協会

武部 豊樹 様

4.「JTI『マイホーム借上げ制度』を活用した移住促進の取組について」 株式会社北海道銀行

川原 直人 様

- 出席者 95名
- ② 「メルマガ会員」への情報発信

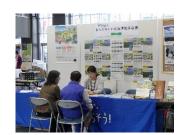
「北海道で暮らそう!メールマガジン会員」(約2,400名)に対して、メールマガジンにより移住や長期滞在に関する情報発信を22回行った。

- (4) その他地域のまちづくりの推進や経済の活性化を図るための活動
 - ① 「北海道商工会連合会」移住促進事業との連携

移住・交流事業推進による地域活力の向上を図るため、北海道商工会連合会が実施する移住促進事業への協力を行った。

〔なまらいいっしょ北海道フェア〕への参加

- 実施日 平成 27 年 10 月 24 日(土)~25 日(日)
- 場所 アキバ・スクエア (東京都千代田区外神田 4-14-1)
- 来訪者 36名
- 主 催 北海道商工会連合会



〔地域おこし協力隊「創業セミナー」〕への協力

- 実施日 平成 27年 10月 10日(土)~12日(月・祝)
- 場 所 北海道商工会連合会
- 相談者 11名
- 主 催 北海道商工会連合会

〔地域おこし協力隊「起業個別相談」〕への協力

- 実施日 平成 28年 1月 26日(火)
- 場所第2水産ビル (札幌市中央区北3条西7丁目)
- 相談者 24名
- 主 催 北海道

(5) その他

① 北海道、北海道移住促進協議会との連携強化

「移住・交流施策を進めるための協議」を継続したほか、「北海道で暮らそう!ガイドブック」の製作を共同で行った。





② JOIN(移住・交流推進機構)との連携強化 JOINとの情報交換を積極的に行なうとともに、主催する交流会(勉強会)等へ積極的に出席し、NPO会員に有益な情報のフィードバックを行なった。

【第2号議案】平成27年度決算報告

活動計算書 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

科目		金額	(単位:円)
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	4, 500, 000		
賛助会員受取会費	1, 890, 000	6, 390, 000	
2. 受取負担金			
受取負担金		3, 000, 000	
3. 事業収益			
自主事業収益	29, 787, 000		
受託事業収益	16, 994, 294	46, 781, 294	
4. その他収益			
受取利息	3, 849		
雑収入	1, 947	5, 796	
経常収益計			56, 177, 090
Ⅱ経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	5, 293, 295		
法定福利費	725, 715		
人件費計	6, 019, 010		
(2)その他経費			
業務委託費	22, 836, 395		
印刷製本費	126, 965		
広告宣伝費	1, 150, 200		
会議費	6, 464		
旅費交通費	4, 932, 738		
会場費	2, 891, 008		
諸謝金	254, 826		
通信運搬費	1, 357, 188		
保険料	25, 430		
消耗品費	469, 965		
支払手数料	33, 696		
雑費	500		
その他経費計	34, 085, 375		
事業費計		40, 104, 385	

2. 管理費			
(1)人件費			
給料手当	4, 578, 432		
法定福利費	370, 155		
福利厚生費	21,060		
共済負担金	2, 210, 903		
退職給付費用	132, 000		
人件費計	7, 312, 550		
(2)その他経費			
会議費	231, 623		
旅費交通費	167, 790		
諸謝金	33, 411		
通信運搬費	150, 933		
消耗品費	11, 556		
賃借料・使用料	151, 816		
諸会費	150, 000		
租税公課	1, 232, 800		
支払手数料	13, 932		
雑費	78, 238		
修繕費	14, 580		
その他経費計	2, 236, 679		
管理費計		9, 549, 229	
経常費用計		_	49, 653, 614
税引前当期正味財産増減額			6, 523, 476
法人税、住民税及び事業税			71, 118
当期正味財産増減額			6, 452, 358
前期繰越正味財産額			25, 401, 373
次期繰越正味財産額			31, 853, 731

貸 借 対 照 表 平成 28 年 3 月 31 日現在

科目		金額	(単位:円)
I資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15, 839, 522		
未収金	16, 994, 294		
前払金	539, 500		
流動資産合計		33, 373, 316	
2. 固定資産	_		
固定資産合計		0	
資産合計	_		33, 373, 316
Ⅱ負債の部			
1. 流動負債			
未払金	74, 703		
預り金	103, 482		
未払法人税等	70,000		
未払消費税等	1, 211, 400		
流動負債合計		1, 459, 585	
2. 固定負債	_		
退職給付引当金	60,000		
固定負債合計		60,000	
負債合計	_		1, 519, 585
Ⅲ正味財産の部		=	
前期繰越正味財産額		25, 401, 373	
当期正味財産増減額		6, 452, 358	
正味財産合計	_		31, 853, 731
負債及び正味財産合計			33, 373, 316

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 消費税等の会計処理
 - 消費税等は税込経理により処理しています。
- (2) 引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に 基づいて計算しています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

61 E		自主事業収益		受託事	業収益	事業部門計	管理部門	(単位:円)
科目	暮らしフェア	PR事業	本気の移住	道庁モニター	羅臼モニター	(収益事業)	(共通部門)	合計
1. 受取会費							6, 390, 000	6, 390, 000
2. 受取負担金							3, 000, 000	3, 000, 000
3. 事業収益	27, 376, 800	1, 038, 600	1, 371, 600	15, 082, 520	1, 911, 774	46, 781, 294		46, 781, 294
4. その他収益							5, 796	5, 796
経常収益計	27, 376, 800	1, 038, 600	1, 371, 600	15, 082, 520	1, 911, 774	46, 781, 294	9, 395, 796	56, 177, 090
Ⅱ経常費用								
(1)人件費								
給料手当				4, 748, 425	544, 870	5, 293, 295	4, 578, 432	9, 871, 727
法定福利費				647, 966	77, 749	725, 715	370, 155	1, 095, 870
福利厚生費							21,060	21, 060
共済負担金							2, 210, 903	2, 210, 903
退職給付費用							132, 000	132, 000
人件費計				5, 396, 391	622, 619	6, 019, 010	7, 312, 550	13, 331, 560
(2)その他経費								
業務委託費	20, 263, 295		540,000	1, 493, 100	540,000	22, 836, 395		22, 836, 395
印刷製本費			9, 612	108,000	9, 353	126, 965		126, 965
広告宣伝費		297, 000		853, 200		1, 150, 200		1, 150, 200
会議費				6, 464		6, 464	231, 623	238, 087
旅費交通費	942, 210	651, 500	247, 130	2, 782, 522	309, 376	4, 932, 738	167, 790	5, 100, 528
会場費	1, 732, 100	279, 257	282, 366	566, 428	30, 857	2, 891, 008		2, 891, 008
諸謝金				254, 826		254, 826	33, 411	288, 237
通信運搬費	328, 056	625, 559	134, 629	219, 580	49, 364	1, 357, 188	150, 933	1, 508, 121
保険料	9, 180			16, 250		25, 430		25, 430
消耗品費			2, 484	422, 661	44, 820	469, 965	11, 556	481, 521
賃借・使用料							151, 816	151, 816
諸会費							150, 000	150, 000
租税公課							1, 232, 800	1, 232, 800
支払手数料	5, 400	5, 400	2, 592	18, 144	2, 160	33, 696	13, 932	47, 628
支払利息								
雑費		500				500	78, 238	78, 738
修繕費							14, 580	14, 580
その他経費計	23, 280, 241	1, 859, 216	1, 218, 813	6, 741, 175	985, 930	34, 085, 375	2, 236, 679	36, 322, 054
経常費用計	23, 280, 241	1, 859, 216	1, 218, 813	12, 137, 566	1, 608, 549	40, 104, 385	9, 549, 229	49, 653, 614
当期経常増減額	4, 096, 559	△ 820,616	152, 787	2, 944, 954	303, 225	6, 676, 909	△ 153, 433	6, 523, 476

財産 目録

平成 28 年 3 月 31 日現在

₹ (F			(単位:円)
科目		金額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	24, 464		
北洋銀行道庁支店	13, 166, 410		
北海道銀行道庁支店	2, 648, 648		
未収金			
委託事業収入 (道庁)	15, 082, 520		
委託事業収入 (羅臼町)	1, 911, 774		
前払金			
会場費(暮らしフェア)	528, 000		
使用料(レンタルロッカー)	11, 500		
流動資産合計		33, 373, 316	
2. 固定資産			
固定資産合計	_	0	
資産合計	_		33, 373, 316
Ⅱ負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
通信費	18, 147		
法定福利費	56, 556		
預り金			
社会保険料	38, 494		
源泉所得税	27, 388		
住民税	37,600		
未払法人税等	70,000		
未払消費税等	1, 211, 400		
流動負債合計		1, 459, 585	
2. 固定負債			
退職給付引当金	60, 000		
固定負債合計	,	60,000	
負債合計	_		1, 519, 585
Ⅲ正味財産の部			
前期繰越正味財産		25, 401, 373	
当期正味財産増減額		6, 452, 358	
正味財産合計	_		31, 853, 731
負債及び正味財産合計		_	33, 373, 316
7 12 12 T = 717 T = B F1	l .		, , - = =

監査報告

平成27年度 NPO 法人住んでみたい北海道推進会議の収入支出 内容について、関係諸帳簿および書類等を監査の結果、正当なること を認める。

平成28年5月10日

NPO 法人住んでみたい北海道推進会議

監事阿座上等范围

監査報告

平成27年度 NPO 法人住んでみたい北海道推進会議の収入支出 内容について、関係諸帳簿および書類等を監査の結果、正当なること を認める。

平成28年5月/2日

NPO 法人住んでみたい北海道推進会議

監事植れる之



【第3号議案】平成28年度 事業・活動計画(案)

1.平成28年度の基本方針

国は、地方創生の深化に向け、地方への新しい人の流れをつくる施策として、移住相談の窓口としての「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を設置するなど地方移住の支援に力を入れています。また、北海道においても「北海道創生総合戦略」に、基本戦略の柱の一つとして官民連携を強化した移住・定住の促進が定められるなど移住・交流事業の重要性は益々高まっています。

本年度もこれまで同様に「北海道暮らしフェア」を中心としたプロモーション活動を着実に 実行していくとともに、本気で移住・定住を考えている方を対象とした「本気の移住相談会」 を開催します。また、Webサイトの運営等をさらに充実させ、これまで以上に、多くの人に 「北海道への移住・交流」に関心を持っていただけるよう取組を推進して参ります。

2.事業計画

- (1) 移住・交流の推進に係る情報発信・プロモーション活動
 - ①「北海道暮らしフェア」の開催

「北海道暮らしの生きた情報を発信」する機能として「北海道暮らしフェア」を引き続き開催する。

日程:10月9日(日) 大阪(京セラドーム) 10月10日(月・祝)名古屋(吹上ホール) 11月12日(土) 東京(台東館)

② 「~北海道へ~本気の移住相談会2016」の開催

本気で北海道へ移住を考えている人向けに、昨年に続き、担当者とじっくり話せる相談会を開催する。

- 日程:6月25日(土) 東京(AP浜松町)
- ③ 本州方面におけるPR活動の継続実施

各機関が主催し本州方面で開催されるイベント等において「北海道への移住」や「ちょっと暮らし」のPR活動を継続して行う。

- 朝日U・Iターン相談会(大阪)…9月4日(日)
- ・ふるさと全国県人会まつり(名古屋)…9月10日(土)
- ・ロングステイフェア(東京)…11月26日(土)
- 北海道U・Iターンフェア(東京)…未定
- JOIN移住・交流&地域おこしフェア(東京)…29年1月15日(日)
- ・新・農業人フェア…年間4回(東京2回、大阪2回)
- ④ 情報発信ツールの運営

更なる情報の拡散を目指し発信ツールの多様化を図ることとし、これまでの Facebookに加え、新たにTwitterによる情報発信を行なう。

- (2) 地域における移住・交流受け入れ体制づくりの活動
 - ① 高校生によるプレゼンテーションコンテストの開催

北海道内の高校生に地域の魅力を再認識いただき、さらに、北海道内各地で行われている移住の取組に関心を持っていただくとともに、地域における移住事業の機運の醸成を図るために、移住者の取り込み方法や道外への地域情報発信などのプランを提案いた

だく高校生によるプレゼンテーションコンテスト事業を行う。

② 「総合案内窓口」を活用した相談・案内業務の継続実施 道外に居住する方に北海道での暮らしを正しく理解してもらい、北海道への移住者の 増加に寄与すことを目的に「北海道への移住」や「ちょっと暮らし」に関する各種相 談・案内業務を行う。

(3) 移住・交流ビジネスの創出及び活性化に向けた活動

① NPO法人会員間の交流の活発化

移住・交流の促進に資する事例等の情報発信を行なうととも に、NPO会員と自治体職員等との交流を深めるため、北海道移 住促進協議会と合同で勉強会を実施する。

また、NPO会員、北海道移住促進協議会会員及び関係機関に対して、NPOの活動や会員独自の取組などの情報配信を行なうため、「NewsLetter」を発行する。

② 「メルマガ会員」を活用したビジネス機会の検討 「メルマガ会員」に対して、移住や長期滞在に関する情報発 信を継続的に行う。

また、NPO会員の「宣伝広告」や北海道移住促進協議会会員自治体の「ふるさと納税PR」や「地域おこし協力隊の募集」情報なども随時配信していく。





(4) その他地域のまちづくりの推進や経済の活性化を図るための活動

① 「北海道商工会連合会」移住促進事業との連携

移住・交流事業推進による地域活力活性化を図るため、北海道商工会連合会の移住 促進事業への協力を行なっていく。

- ・なまらいいっしょ北海道フェアへの参加協力
- 地域おこし協力隊員「創業セミナー」への協力

(5) その他

- ① 北海道、北海道移住促進協議会との連携強化 「移住・交流施策を進めるための協議」を継続するほか、「北海道で暮らそう!ガイ ドブック」の製作を共同で行っていく。
- ② JOIN(移住・交流推進機構)との連携強化 JOINとの情報交換を積極的に行なうとともに、JOINが主催する交流会(勉強会)等へ積極的に出席し、NPO会員に有益な情報のフィードバックを行なう。
- ③平成29年度以降に取り組むべき事業の企画検討

【第4号議案】平成28年度活動予算(案)

活動予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科目		金額	(+ 111)
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	4, 200, 000		
賛助会員受取会費	1,710,000	5, 910, 000	
2. 受取負担金			
受取負担金		3,000,000	
3. 事業収益			
自主事業収益	28, 750, 000		
受託事業収益	0	28, 750, 000	
4. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	0	3,000	
経常収益計		<u> </u>	37, 663, 000
Ⅱ経常費用			<u> </u>
1. 事業費(別紙参照)			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	28, 750, 000		
事業費計	20, 100, 000	28, 750, 000	
2. 管理費	_	20, 100, 000	
(1)人件費			
人件費計	11 405 000		
	11, 405, 000		
(2) その他経費	250,000		
会議費	250, 000		
交際費	50,000		
旅費交通費	500, 000		
諸謝金	40,000		
通信運搬費	200, 000		
消耗品費	500, 000		
賃借料・使用料	160, 000		
	150, 000		
図書新聞費	10,000		
租税公課	1,000,000		
支払手数料	20,000		
維費	100,000		
その他経費計	2, 980, 000		
管理費計	_	14, 385, 000	
経常費用計			43, 135, 000
	1		
税引前当期正味財産増減額			$\triangle 5, 472, 000$
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額 前期繰越正味財産額			$\triangle 5, 542, 000$
次期繰越正味財産額			31, 853, 731 26, 311, 731
<u> </u>			20, 311, 731

活動予算書の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理 消費税等は税込経理により処理しています。

2. 事業費の内訳

					(単位:円)	
科目		自 主 事 業				
	暮らしフェア	PR事業	本気の相談会	高校プレゼン	合計	
(1)人件費						
賃金						
法定福利費						
福利厚生費						
人件費計						
(2)その他経費						
業務委託費	20, 000, 000		850,000		20, 850, 000	
印刷製本費			50,000	25,000	75, 000	
広告宣伝費	300, 000	420,000			720,000	
旅費交通費	1,000,000	600,000	300,000	300, 000	2, 200, 000	
会場費	1,600,000	800,000	1,000,000		3, 400, 000	
諸謝金				50,000	50,000	
通信運搬費	300, 000	600,000	200,000	30,000	1, 130, 000	
保険料	10,000		10,000		20,000	
消耗品費	100, 000		30,000	130, 000	260,000	
図書新聞費		10, 000			10,000	
支払手数料	10,000	10, 000	10,000	5,000	35, 000	
その他経費計	23, 320, 000	2, 440, 000	2, 450, 000	540,000	28, 750, 000	
合 計	23, 320, 000	2, 440, 000	2, 450, 000	540,000	28, 750, 000	

【第5号議案】役員の選任について

定款第14条に基づき、辞任に伴う役員の補欠選任を行なう。

【資料】

NPO法人住んでみたい北海道推進会議 役員等名簿 (任期:平成27年5月28日~平成29年5月28日まで)

(平成27年5月28日現在)

		(平成2/年5月28日現在)
氏 名		企業・団体、役職名
井上 久志	氏	国立大学法人北海道大学 名誉教授
小池 明夫	氏	前 北海道旅客鉄道㈱ 代表取締役会長
石川 郁	氏	㈱北海道新聞社 経営企画局次長兼企画本部長
生方 誠司	氏	サッポロビール(株) 上席執行役員北海道本社代表兼北海道本部長
江本 英晴	氏	㈱北洋銀行 地域産業支援部 特任審議役
土屋 昌三	氏	㈱土屋ホールディングス 代表取締役社長
戸澤 孝一	氏	北海道商工会連合会 専務理事
野口 秀夫	氏	野口観光㈱ 代表取締役社長
広部 公聡	氏	㈱北海道銀行 地域振興公務部長
村井 俊朗	氏	㈱北海道アルバイト情報社 代表取締役
阿座上 洋吉	氏	地域経済研究所 理事長
樋爪 昌之	氏	樋爪公認会計士事務所 所長
	井上 久志 小池 明 不石 生 江 土 戸 野 広 村	井上 久志 八志 八志 八五

※理事の記載順序は、氏名の五十音順。

	高橋 はるみ	氏	北海道 知事
	竹中 貢	氏	北海道移住促進協議会 会長(上士幌町長)
顧問	荒尾 孝司	氏	北海道商工会連合会 会長
	小六 禮次郎	氏	作曲家
	倍賞 千恵子	氏	女優

NPO法人 住んでみたい北海道推進会議 会員名簿

正会員 41 賛助会員 171 (企業·団体 45 商工会 126)

合計 212【平成28年5月23日現在】

	正 会 員
1	株式会社アーキビジョン21
2	株式会社 I -PRO
3	SMBC日興証券株式会社
4	株式会社エヌ・ティ・ディ・データ北海道
5	株式会社えんれいしゃ
6	クロスホテルズ株式会社
7	日本私立学校振興・共済事業団北海道会館札幌ガーデンパレス
8	サッポロビール株式会社北海道本社
9	ジェイアール北海道レンタリース株式会社
10	株式会社JTB北海道
11	有限会社神内ファーム21
12	スウェーデンハウス株式会社
13	大和ハウス工業株式会社札幌支店
14	株式会社中日メディアブレーン
15	道北振興株式会社
16	株式会社土屋ホーム
17	株式会社土屋ホームトピア
18	東京中日企業株式会社
19	株式会社東武百貨店
20	株式会社トベックス
21	株式会社日本経済広告社
22	株式会社日本経済社札幌支社
23	株式会社日本経済新聞社札幌支社
24	株式会社日本レーベン
25	野口観光株式会社
26	株式会社北洋銀行
27	株式会社北海道アルバイト情報社
28	株式会社北海道銀行
29	株式会社北海道ジェイ・アール・エージェンシー
30	北海道商工会連合会
31	株式会社北海道新聞社
32	一般社団法人北海道ビルダーズ協会
33	北海道旅客鉄道株式会社
34	ミサワホーム北海道株式会社
35	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
36	ヤマトホームコンビニエンス株式会社
37	ヤンマー株式会社ブランドマネジメント部
38	株式会社読売エージェンシー北海道支社
39	株式会社読売新聞東京本社北海道支社
40	リージョンズ株式会社
41	ワイコム株式会社

	賛 助 会 員
1	有限会社秋島建設
2	株式会社石井組
3	石屋製菓株式会社
4	伊藤組土建株式会社
5	恵庭商工会議所
6	エムケー食品株式会社
7	特定非営利活動法人上士幌コンシェルジュ
8	株式会社キタデン
9	北見信用金庫
10	特定非営利活動法人きよさと観光協会
11	くしろ長期滞在ビジネス研究会
12	交洋不動産株式会社
13	郡マンション
14	五稜郭タワー株式会社
15	札幌通運株式会社
16	山藤三陽印刷株式会社
17	株式会社シィービーツアーズ
18	標茶町観光協会
19	標茶ライオンズクラブ
20	商船三井フェリー株式会社
21	新谷建設株式会社
22	素敵な過疎づくり株式会社
23	太平洋フェリー株式会社北海道支店
24	株式会社高橋建設
25	株式会社第一ホテル
26	地域経済研究所
27	津軽海峡フェリー株式会社
28 29	株式会社テーオー小笠原住宅事業部 株式会社テー・ジー・エス
30	株式会社出戸建設
31	株式会社十勝毎日新聞社
32	株式会社ネクステップ
33	野村興業株式会社
34	東オホーツクガイド協会
35	樋爪昌之公認会計士事務所
36	富久居産業株式会社
37	藤原 貴幸
38	株式会社ふとみ総合施設
39	北洋航空株式会社
40	株式会社北菱
41	北海道中小企業家同友会帯広支部
42	北海道バリュースコープ株式会社
43	株式会社北海道ホテル
44	「ワインのまち」池田町移住促進協議会
45	株式会社わくわくホリデー

	贊助会員(商工会)
1	新井川村商工会 赤井川村商工会
2	阿寒町商工会
3	朝日商工会
4	あさひかわ商工会
5	足寄町商工会
6	厚沢部商工会
7	厚真町商工会
8	石狩北商工会
9	今金町商工会
10	いわみざわ商工会
11	浦臼町商工会
12	浦幌町商工会
13	雨竜町商工会
14	江差商工会
15	枝幸町商工会
16	江部乙商工会
17	えりも町商工会
18	えんがる商工会
19	遠別商工会 ###四萬工会
20	推武町商工会 十次町産工会
21	大空町商工会 奥尻商工会
23	央九份工会 置戸町商工会
24	興部町商工会
25	長万部商工会
26	乙部町商工会
27	小平町商工会
28	音別町商工会
29	上川町商工会
30	上士幌町商工会
31	上/国町商工会
32	神恵内村商工会
33	木古内商工会
34	北広島商工会
35	きたみ市商工会
36	喜茂別町商工会
37	京極町商工会
38	共和町商工会
39	清里町商工会
40	釧路町商工会
41	黒松内町商工会
42	訓子府町商工会
43	剣淵商工会
44	様似町商工会 更別社会工会
45 46	更別村商工会 猿払村商工会
46	佐呂間町商工会
48	砂原商工会
49	鹿追町商工会
50	鹿部商工会
51	標茶町商工会
52	標津町商工会
53	士幌町商工会
54	島牧商工会
55	清水町商工会
56	下川町商工会
57	積丹町商工会
58	斜里町商工会
59	白老町商工会
60	白糠町商工会
61	知内商工会
62	新篠津村商工会
63	新得町商工会

	賛助会員(商工会)
64	新十津川町商工会
65	新ひだか町商工会
66	寿都商工会
67	せたな商工会
68	壮瞥町商工会
69	大樹町商工会
70	滝上町商工会
71	秩父別町商工会
72	津別町商工会
73	鶴居村商工会
74	天塩商工会
75	弟子屈町商工会
76	当別町商工会
77	当麻町商工会
78	洞爺湖町商工会
79	苫前町商工会 イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
80	泊村商工会
81	豊浦町商工会
82	豊富町商工会
83 84	奈井江町商工会 中川町商工会
85	中標津町商工会
86	中頓別町商工会
87	長沼町商工会
88	七飯町商工会
89	南幌町商工会
90	新冠町商工会
91	仁木町商工会
92	西興部村商工会
93	二七二町商工会
94	函館市亀田商工会
95	函館東商工会
96	羽幌町商工会
97	浜頓別町商工会
98	浜中町商工会
99	美瑛町商工会
100	日高町商工会
101	比布商工会
102	美深町商工会
103	平取町商工会
104	広尾町商工会
105	風連商工会
106	福島町商工会
107	別海町商工会
108	北斗市商工会
109	北竜町商工会
110	本別町商工会
111	幕別町商工会
112	増毛町商工会
113	真狩村商工会
114	松前商工会
115	三笠市商工会
116	南富良野町商工会
117	芽室町商工会 妹背牛商工会
118	
119	八雲商工会
120 121	湧別町商工会 由仁町商工会
122	羅臼町商工会
123	横起町商工会
124	陸別町商工会
125	利尻町商工会
126	礼文町商工会
	100 4 1 101 104